第三条　施行日以後に、新令第二条第九項第三号から第七号まで、第三条第一項第一号から第六号まで及び第二項第一号の規定により法第二十七条第一項の規定による届出の対象となる対内直接投資等（改正前の対内直接投資等に関する政令（以下この条において「旧令」という。）第二条第九項第三号、第三条第一項第一号から第六号まで及び第二項第一号の規定により法第二十七条第一項の規定による届出の対象となるものを除く。）又は新令第四条第一項第二号の規定により法第二十八条第一項の規定による届出の対象となる特定取得（旧令第四条第一項第二号の規定により法第二十八条第一項の規定による届出の対象となるものを除く。）を行おうとする法第二十六条第一項に規定する外国投資家は、施行日前においても、法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定の例により届け出ることができる。

2　前項の規定による届出（以下この条において「施行日前届出」という。）が行われた場合には、当該施行日前届出を法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出とみなし、財務大臣及び事業所管大臣（法第六十九条の三第二項に規定する事業所管大臣をいう。以下この条において同じ。）が当該施行日前届出を受理した日を財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出を受理した日とみなして、法第二十七条第二項から第十三項まで又は第二十八条第二項から第八項まで及び第二十九条並びにこれらの規定に係る法第九章の規定を適用する。この場合において、法第二十七条第二項中「外国投資家は」とあるのは「外国投資家は、対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第百十一号）の施行の日（以下「改正令施行日」という。）以後」と、同項ただし書中「当該期間を」とあるのは「当該期間を改正令施行日から当該期間の満了する日の前日までの間のいずれかの日まで」と、法第二十八条第二項中「外国投資家は」とあるのは「外国投資家は、改正令施行日以後」と、同項ただし書中「当該期間を」とあるのは「当該期間を改正令施行日から当該期間の満了する日の前日までの間のいずれかの日まで」と、法第七十条第一項第二十二号中「をせず、又は」とあるのは「に関し」と、「届出をして」とあるのは「届出をして、改正令施行日以後」と、同項第二十三号中「第二十七条第二項」とあるのは「改正令施行日以後、第二十七条第二項」とする。

3　施行日前届出が行われる場合における当該施行日前届出に関する事項については、新令の規定の例による。

第四条　新令第六条の四第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後にする法第五十五条の六第一項の規定による報告に係る法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等（以下この条において「技術導入契約の締結等」という。）について適用し、同日前にした技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

第五条　この政令（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　高市　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

府　令

○内閣府令第三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　［略］ ［号を削る。］	（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　［同上］ 一　地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図 二　地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書 ［号を加える。］
一　地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の工程表 二　地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合には、縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図	
［三～十六　略］	［三～十六　同上］
2　［略］	2　［同上］
（公示の方法） **第九条**　法第五条第十八項（法第七条第二項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	**第九条**　削除
備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。